

「第5期消費者基本計画(素案)」に関する意見(案)

意見 No.	意見			
	計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから 選択してください。)			意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載 してください。)
	ページ 番号	行 番号	章	
1	10	13	第1章	【意見】「エシカル消費の認知度と理解の向上が課題として考えられる。」と記載していますが、食品を中心とした価格高騰に対応した消費を選択せざるを得ない消費者の状況についても触れるべきです。 【理由】 素案の10ページ10～12行目で、エシカル消費に取り組まない理由の二番目として「経済的余裕がない」という回答が挙げられています。倫理的な消費を意識しながらも物価上昇と対峙した購買行動を取らざるを得ない消費者が存在するということも書き込むべきです。
2	12	13	第2章	【意見】「一定のモデルとして「一般的・平均的・合理的消費者像」を念頭に置いて「消費者と事業者間の情報の質・量、交渉力の格差」の是正を図ることのみではなく、現実の消費者が様々な脆弱性を有するという認識を消費者政策や消費者法制度の基礎に置き、そのような多様な消費者が安心して安全に取引に参画することを可能にする環境の整備を図ること。」と記載されていますが、格差があることを前提に施策を強化することも併せて求めます。 【理由】 最近では消費者の「情報、時間及び関心・アテンション」の提供がサービスを受けるための絶対条件となる場合もあります。そのため消費者と事業者の情報の質・量、交渉力の格差はむしろ拡大していくと考えられます。格差が続く前提の施策も強化するべきです。
3	13	30	第2章	【意見】「消費者トラブルの複雑化・多様化のほか、デジタル技術特有の加速度的な可変性を踏まえると、事案の形態は今後も変化することが予測され、悪質な事案や現行法令による規律が困難な形態の事案等について、個別具体的な消費者被害を把握してそれに対処するための措置を講ずるという、これまでの後追い・規制一律型の対処では必ずしも十分とはいえない。このため、現行の消費者諸制度の効果を検証し、必要に応じて包括的な規制や予防・救済の観点を含めた対策の在り方を検討していく。」とありますが、諸制度の効果検証に加えて、消費者関連法、特に特定商取引法の改正検討に取り組むことを加筆するべきです。 【理由】 効果検証を行う時間の流れが不明であり、仮に5か年をかけて行うということであれば、その間にも現行法の隙間を突いた消費者被害の拡大を抑止することは困難と考えます。また執行の強化などに言及されていますが、特定商取引法による罰則では、悪質事業者に事業を断念させるに至っていないのは明白です。効果の検証評価とともに、特定商取引法改正の検討開始を明記することを求めます。
4	23	1	第3章	【意見】2024年度末での「地方消費者行政強化作戦2020」終了後、その役割は第5期消費者基本計画が担うとのことですが、今回の素案に具体的な目標内容を記述するべきです。 【理由】 数値目標ではなく、取組内容を豊富に記載することは理解できます。そのうえで、地方自治体を後押しするために、たとえば地方消費者行政強化交付金の算定率の根拠として強化作戦の達成率を基準にしている部分などもありましたので、そのような点について、どのように具体化していくのかがわかりにくいです。自治体に対しても早めの情報提供が必要であると考えます。
5	24	27	第3章	【意見】主任相談員の位置づけを明確にしてください。 【理由】 「主任相談員の配置を促進する」とありますが、主任相談員の位置づけは明確ではありません。指定消費生活相談員の位置づけのように、主任相談員に関しても、いずれの自治体でも統一した内容で活動ができるように、位置づけを明確にする必要があります。

意見 No.	意見			
	計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから 選択してください。)			意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載 してください。)
6	24	30	第3章	【意見】「今後も消費者にとって身近な消費生活相談体制を維持・強化していくために必要な消費生活相談の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、消費生活相談員の養成のための取組を強化する。」と記載されていますが、消費生活相談員の待遇改善についても記載すべきです。 【理由】 現在の就業中の相談員が確信をもって業務に就け、未経験者や若年層が仕事として選択するよう、相談員を専門職として位置づけ、それに見合う処遇に改善していくことも、相談員を確保して、相談体制の持続性担保に必要な施策と考えるからです。
7	27	26	第3章	【意見】意見の1で、『「エシカル消費の認知度と理解の向上が課題として考えられる。」と記載していますが、食品を中心とした価格高騰に対応した消費を選択せざるを得ない消費者の状況についても触れるべき』と述べました。このことと通底して、消費者の役割として「「賃金と物価の好循環」の実現には、付加価値やコストを適切に価格に転嫁できる環境が必要であるということについて、消費者の理解が増進することが望まれる。」とあります。2024年の厚生労働省の毎月勤労統計調査では11月までの4か月連続で実質賃金は前年度売れ月割れを起こしています。賃金の上昇を上回る物価上昇によるものです。実質賃金を増やすための対策に取り組まない限り、消費者の理解は増進しません。
8	27	30	第3章	【意見】「消費者団体への期待」として、公益的な役割の発揮とともに、現状評価について記述されています。持続的に役割を発揮できる存在としてあり続けられるよう、現在休止している消費者団体現況調査の再開し、現況を踏まえたうえで、財政支援も含めた幅広い支援策の実施にも言及すべきです。
9	29	30	第4章	【意見】詐欺的な定期購入について、更に具体的な対策を早急に追加していくことが必要であると加筆すべきです。 【理由】 「2021年の特定商取引法の改正において、最終確認画面において定期購入契約ではないと消費者を誤認させるような表示等を禁止するなどの規制を設け、消費者が誤認して申込みをした契約の取消権を通信販売では初めて創設した。本改正を踏まえ、通信販売業者に対する行政処分も行っているところであり、当該規定の周知や有効活用の推進に努めるとともに、効果をしっかりと見定めていく。」とありますが、依然として定期購入であることがわかりにくい表示が存在し、被害が発生し続けていることを考えると、更なる対処が早急に必要であると考えます。
10	30	3	第4章	【意見】消費者にスクリーン・ショットの保存を求めることを記載すべきではないと考えます。 【理由】 インターネット取引で消費者が取引画面をスクリーン・ショットなどで保存することは、消費者教育などの場面でも推奨されています。あくまでトラブル防止のための方策の一つに過ぎず、トラブル防止策のすべてであるかのように、基本計画内に記載する事項ではないと考えます。
11	32	12	第4章	【意見】金融・決済関連データのアクセス権の明確化に関する法整備等の検討することを加筆してください。 【理由】 デジタル技術が浸透する社会の中で、金融・決済取引のデータを消費者が一元的に把握したり、消費者側にたったユーザーインターフェイスが第三者の事業者から提供されることは、消費者自身の自由な意思決定を支えることが出来て重要であると考えます。諸外国では、金融・決済関連は法制度によってデータアクセス権を担保することが当たり前になっています。決済制度の安全性の確保のためにも、消費者の金融・決済関連データのアクセス権の明確化に関する法整備等の検討を加筆すべきです。

意見 No.				意見
	計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから 選択してください。)			意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載 してください。)
12	37	23	第4章	【意見】行動を促すには、自分が取り組むことによるの成果を認識することが必要です。 デコ活「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた消費者の行動変容及びライフスタイルの転換を促すことが、SDGsの達成や気候変動対策になること、そのことにより生活の質(QOL)の向上などが期待されることも併せて明記するべきです。
13	38	4	第4章	【意見】食育の推進として「大人の食育」の取組とありますが、第4次食育推進基本計画の基本的な方針の重点事項は「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」となっています。大人の食育を筆頭に掲げる目的や、具体的な内容を加筆してください。
14	38	15	第4章	【意見】「食品寄附ガイドライン」の6行に亘る説明の書きぶりを、もう少し端的にわかりやすくしてください。 また食べ残しの持ち帰りについては「食べ残し持ち帰りガイドライン」の周知を図ることと併せて、環境省が提唱する「mottECO(モッテコ)」の取組を広げる文言も加え、事業者と消費者が連携して食べ残し持ち帰りの意識の変化を促す内容として補強してください。
15	40	16	第4章	【意見】製品安全に関して、製造物責任法の改正の検討について加筆するべきです。 【理由】 EUは消費生活の変化に対応して、製造物責任指令をリニューアルし、直近では2024年の10月に新しい製造物責任指令を成立させています。日本の製造物責任法は法制定以来、30年以上にわたり、改正されていません。今回の計画素案では、海外の法制の動向やデジタル化の影響について調査・研究することを掲げています。30年間の社会変化とこれらに対応できるよう、調査研究成果をもとに製造物責任法改正に着手することも5か年の計画の中に位置づけるべきです。
16	48	31	第4章	【意見】「今後、高齢化・デジタル化が進む社会の中で、民間のリソースを活用して消費者被害の未然防止や被害回復を図る制度の重要性が拡大することを踏まえ、制度を担う適格消費者団体等がその役割を果たし、持続可能に活動していくための新たな方策を検討する。」とありますが、新たな方策の中に、財政支援なども加えて、検討を進めるべきです。 【理由】 第2章15ページ15行でも、「消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復のため、消費者団体訴訟制度やその担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に期待される役割が十分に果たされることが重要である。」とあります。団体が活動を継続し、期待される役割を発揮するために、関係者の自主的努力にのみ頼るのではなく、財政支援を検討課題とすることは必要です。
17			全体	【意見】進捗管理をしっかり行い、国民にわかりやすく公表してください。 【理由】 「はじめに」には、3年目を目途に中間点検を行うとの記載があります。また、49ページ22行目では、体系的に整備したデータに基づき分析を行い、国民に公表するとあります。これまでは工程表が作成され、計画の進捗状況を確認することは可能でした。基本計画自体に具体的な記載が少ない中で、第5期の取組として工程表を作成しない場合、年ごとの課題と進捗をどのように確認し、また周知していくのかが見えなくなっています。具体化された計画の進捗と結果評価をどのように明示するかを記述に加えてください。